

図 新旧制度の比較表(2018年12月現在)

申請先		現制度		新制度
		国際地域統括本部 (IHQ)	国際貿易センター (ITC)	国際ビジネスセンター (IBC)
BOI 恩典	内容	○輸入税の免除: 研究開発およびトレーニング用機械の輸入税免除	機械輸入税の免除、輸出向け製品用の原材料・部品の輸入税の免除	研究開発およびトレーニング用機械の輸入税免除 (注)輸出向け製品用の原材料・部品の輸入税の免除はなくなる予定
		○外国人による株式所有: 100%可能		BOIによれば、変更はない予定
		○外国人による土地所有: 可能		BOIによれば、変更はない予定
		○外国人就労許可: 奨励事業に従事する外国人技術者・専門家の就労を許可		BOIによれば、変更はない予定
	申請 条件	○サービス提供先(事業範囲): タイ国外にある最低1社の関連会社に対し、サービスを提供すること	三国間貿易、輸入、輸出、国内卸取引	BOIによれば、変更はない予定
		○最低資本金: 払込資本金が1,000万バーツ以上		BOIによれば、変更はない予定
○最低従業員数: —			従業員10人以上(国籍は問わない、金融サービスの場合は5人以上)	
歳入局 恩典	内容	○法人税の免除/減免: タイ国外の関連会社からの収入、三国間貿易および関連サービスの提供による収入は法人税免除 タイ国内の関連会社からの収入は半額減免	三国間貿易からの収入は法人税免除 —	関連会社からの収入につき、支出経費6,000万バーツ以上は8%、3億バーツ以上は5%、6億バーツ以上は3%に法人税を減免(国内外一律) (注)三国間貿易からの収入に対する法人税免除は廃止 (注)タイ国外の関係会社への株式売却益に対する法人税免除は廃止
		○源泉税の免除: 法人税免除対象の収入からの配当金、関連会社への貸付のための借入利息について源泉税を免除	法人税免除対象の収入からの配当金に対する源泉税を免除	歳入局によれば、変更はない予定
		○特定事業税の免除: 関連会社への貸付に対する特定事業税を免除	—	歳入局によれば、変更はない予定
		○個人所得税の減免: 該当事業に従事する駐在員の個人所得税を15%に減免	三国間貿易に従事する駐在員の個人所得税を15%に減免	該当事業に従事する駐在員の個人所得税を15%に減免
	申請 条件	○サービス提供先: タイ国外になる最低1社の関連会社に対し、サービスを提供すること	三国間貿易、輸入、輸出、国内卸取引	歳入局によれば、変更はない予定
		○最低資本金: 払込資本金が1,000万バーツ以上		歳入局によれば、変更はない予定
		○最低経費: タイ国内で支出する経費が1,500万バーツ以上 (注)ITCの場合は、三国間貿易(Out-Out)にかかる経費で、かつ国内で発生したものに限り		タイ国内で支出する経費が6,000万バーツ以上 (注)IBC事業の全ての経費(給料、光熱費、家賃など)を参入可能
		○最低従業員数: —		従業員10人以上(国籍は問わない、金融サービスの場合は5人以上)

(注)BOIへの恩典申請とは別に、歳入局への恩典申請を行い可否を判断される。歳入局の恩典の受領期間は、新旧制度ともに、15会計年度である。

(出所)各種資料よりジェトロ作成